

平成24年11月9日（金曜日）

南三陸町東日本大震災対策特別委員会会議録

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成24年11月9日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

復興事業推進課参事
兼 用地対策室長

佐藤孝志君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

建設課長

三浦孝君

危機管理課長
総合支所長兼
地域生活課長

佐々木 三郎 君
佐藤 広志 君

事務局職員出席者

事務局 長
主幹兼総務係長
兼議事調査係長

阿部 敏克
三浦 勝美

午後1時11分 開会

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので、午前中に引き続きまして会議を開きたいと思います。本日もよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきますので、そろっていない部分がありましたら、事務局のほうへお申し出願ひしたいと思います。

まず、一番最初に、本日の特別委員会の次第書1枚物がございます。

その次に、陳情9の4の写しが1枚ほどございます。

その次に、防潮堤に関する説明資料ということで、建設課から提出された資料がございません。

それから、これはA3のものでございますが、南三陸町災害公営住宅整備計画ということでの内容のものがございます。

それから、次に、戸倉字沖田地区廃棄物調査結果報告書というものが1部ございます。

最後に、防災集団移転促進事業土地利用計画図（戸倉地区見直し案）という部分の資料がきょうの資料でございます。もし不手際によりまして資料が行っていない部分がありましたら、事務局のほうへお申し出願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

早速会議に入りたいと思います。

それでは、継続審査となっております「陳情9の4 自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書」を審査いたします。

お諮りいたします。質疑に入る前に当局より防潮堤建設に当たっての進め方についての考え方を伺いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、当局より防潮堤建設に当たっての進め方についての考え方を伺います。

当局説明願います。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

今回の震災に当たりまして、防潮堤の復旧方法、それから防災対策につきまして、昨年の6

月に政府の中央防災会議のほうから方針が示されているところでございます。

その中で、津波対策といたしまして2つの考え方がございます。

1つは、今次災害のような巨大津波に対応する考え方、それから、もう1つが、数十年から百数十年に1回起こるであろうという津波に対応する考え方の2つでございます。

今次巨大津波に対するものにつきましては、それをハード面、防潮堤だけで防ぐのは、とても費用的それから期間的にも無理があるということで、これについてはハードとソフト両面から対策を練っていくということでやっております、もう一つ、いわゆるL1と言われているものにつきましては、これについては、住民の財産の保護、それから地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保という観点から、これは防潮堤で対応していくという方針が出されております。

その際、対応する津波の考え方でございますけれども、これまで当地方では明治三陸、それから昭和三陸、それから、今想定されている宮城県沖地震ということの3つがございますが、これらの資料があるものについては資料を使うという形で示されておまして、残念ながら明治三陸それから昭和三陸につきましても既に津波の痕跡等がなくなっておりますので、そこから推定するのはかなり無理があるということでございましたので、津波のシミュレーションを行ってやるということになっております。

そこで、1ページ目をお開き願いたいと思うんですが、そこで、県内を22の地域海岸に分割をした図面が載っております。当町が関係いたしますのが志津川湾、それから本吉海岸になります。シミュレーションの方法でございますけれども、想定される津波の震源地の位置、それから断層モデルを設定をいたしまして、それから海底、並びに地上の地形データを入れると、この地形データにつきましては、震災後のレーザーを使った詳細な測量をしておりますので、そのデータを利用してシミュレーションを行うと。それから、当然海には干満、干潮と満潮がございますので、基本的には満潮面を想定をしてシミュレーションをするという手法になっております。

そのシミュレーションの結果が2ページ目に記載をしております。

上から申し上げますと、蔵内から石浜となっております。末の崎まででございますが、これが9.8メートル。それから末の崎から折立川まで、これが8.7メートルでございます。それから折立川から神割崎までの区間、これが7.3メートルという結果になっております。

この高さが、必要な防潮堤の高さということでございまして、これにつきましては、基本的には1メートルの余裕を持った数値となっております。

当然、津波、水平の力が働いてきたものが、構造物によってそれが垂直の力も生じるということで、その際のせり上がりも含めて、蔵内から末の崎までは8.8メートル、末の崎から折立川までは7.7メートル、折立川から神割崎までは6.3メートルという結果になってございます。

それで、それを現在これから復旧をしようという各海岸保全施設がございしますが、その位置、並びに高さをお示ししたのが3ページ、4ページになります。青色で着色した部分が漁港海岸でございします。それから赤色の着色が、いわゆる建設海岸、土木事務所が所管をする部分、それから緑色につきましては、治山の防潮林でございします。黄色につきましては、農地海岸になります。それで、漁港それから建設海岸につきましては、2ページの数字を基本的には使うという形で、それで高さを設定をしております。

あと、農地海岸につきましては、背後に山がなっている、崖になっていると。防潮堤よりも8.7メートルとか、そういう設定の津波よりもはるかに高い地形の部分については、既存の高さで復旧をします。それで、背後に優良な農地または人家があるところにつきましては、今回シミュレーションが出た高さで復旧をするという方針でございします。具体的には、農地海岸では寺浜、背後に5ヘクタールぐらいの農地、しかも耕作をしている、プラス人家があるということで、ここの部分については7.3メートルでございします。

それと、あと1点、土木海岸でも波伝谷海岸というのがございします。4ページ目に載っておりますが、そこが4.5メートルということですが、ここにつきましても背後が山という形で、守るべきものは山しかない、当然津波はたとえ防潮堤を越えても被害の発生は想定されないということで、現状の4.5メートルで復旧する計画になっております。

順序が逆になりましたが、稲渕海岸にございします治山の海岸でございしますけれども、これも前後、漁港の防潮堤、それから土木の建設海岸の防潮堤、これが8.7メートルで施工すると、それから背後に農地それから人家等もあるということで、同じく8.7メートルで復旧する計画となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 当局よりの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

陳情9の4に対し、各委員のご意見、当局に対し参考意見として伺いたいことがあれば伺ってください。星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 以前、新聞でこの防潮堤と道路との何かシミュレーションに基づいた図面のようなものがちょっと載っておったんですが、国道等に隣接する場合は、道路は防潮堤の高さ、海が見える高さにとということで載っておったんですが、それは全体でそのような感じにな

るのでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分それは戸倉海岸の件だと思います。今、図面として公表させていただいていますのが戸倉海岸でございまして、現在でも路面より1メートルほど高く設定をされておりまして、走行上の安全を考えた場合、ガードレールをやるよりはかなり安全だということで、しかも運転席、ちょっと無理をすれば運転しながらでも海が見えるという条件でございまして、そこにつきましては、復旧後もその辺だけは確保したいということで、防潮堤が8.7メートルになりますけれども、路面は1メートル低い7.7メートルまで上げて、それでこれまでと、その車道から見た景観だけは確保したいというふうに考えている絵でございまして。ただ場所場所によって用地の関係とかいろいろございまして、そのような対応がとれる場所とそうでない場所がございまして、一概に全てがそうやれるというわけではないということをご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 この陳情書を見ますと、市街地の前面においてということが書いてあります。ということは、今説明ありました地図ですと、志津川漁港のところの8.3メートルですか、その1、2、3、4カ所なっているんですが、多分その辺がこう当てはまるんじゃないかなと私は思うんですが、具体的に、では、この4カ所のところを、多分この陳情書の中にあるのは、旧松原公園とかそういうところが入るのではないかなと思うんですが、具体的に、この図面だけではちょっとわからないので、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。いいのでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、市街地の復興計画の図面に防潮堤の位置が載っているのかなと思ひまして、今回は詳しくは載せてはおりませんが、現在5.5メートルの防潮堤がございまして、それで、松原につきましては、ほぼ現在地に設置をするという計画になっておりますし、それから、大森地区につきましては、現在の防潮堤よりも若干内陸側に入った位置に設定をされているという状況でございまして、高さは当然8.7メートルという形でございまして。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、先ほど同僚委員からもおっしゃられましたように、これは県で出した、私も見ているんですが、この写真つきで記事を見たんですけども、こういう感じだとなかなかいいかなと思ったりして、海が見えるという感じでこれは載っています。そうい

うふうになるのかなと思って、8.3メートルでかさ上げすると、どれぐらいの高さで海が見えるようになるのか、その辺もわかるでしょうか。

ちょっとこの方たちの陳情の中身は、「市街地の前面において」ということが書いてありますので、その辺の具体的にどういうふうになるか、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 市街地につきましては、区画整理の中で盛り土をするということに計画をなっていると思います。ただ、戸倉の海岸みたく7メートルも8メートルも盛る計画ではなかったと、たしか私は記憶はしているんですけども。

それから、松原公園のほうについても原状戻しといいますか、1メートル前後の盛り土だと、そういう計画だと記憶をしておりますので、多分戸倉海岸みたく天端から1メートル低い地盤線という形にはなっていないと思います。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 ちょっとよく私も理解できないんですが、盛り土というか地盤沈下に対しては1メートルと、そして、そのほかにこの防潮堤は8.3メートルですから、約7メートルということになりますよね。そうしますと、その従来の今まであった防潮堤よりは随分高くなると思うんですが、その辺のシミュレーションというか、ちょっと私も具体的にはどこからどこまでがこれなのか、ちょっとその辺がよくわからないんですよ。1、2、3、4カ所なっているんですが、多分、左から2番目のところが松原へのほうになるのかなと思ったりしているんですが、ちょっとその辺、具体的に教えてくださいませんか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 志津川漁港では4カ所設定をされまして、左から申し上げますと、1番左側が林漁港になります。それから、2番目が今ご発言のとおり松原公園の前面になります。次の一番長いのが八幡川から大森のところまでの区間でございます。それから、一番右側については袖浜の漁港の部分の護岸の位置ということで明示をしているという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 今回の9の4の陳情というのは、志津川市街地を私は考えています。そうしたときに、今後、志津川市街地が、商工用地とか雇用誘致、工場確保場ということで、今の大森、本浜地区は、やっぱりそういった部分を守るためにもやっぱり防波堤はここに書かれてい

る8.3メートル必要だと思うんですけども、その西側ですか、松原公園のほうなんですけれども、この辺の三陸道の今鉄橋がありますけれども、あの辺の道路の高さとか、あと、国道の高さがこの辺どのぐらいの高さになるのか、その辺、まずもってお聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 今、防潮堤の議論という部分で海岸の部分が中心にお話されているようですけれども、いずれ八幡川、水尻川もそうですが、同様に8.7メートルの河川護岸が出てきますので、45号はそれを越える高さに、一番高いところではなるだろうと思います。河川管理のことも踏まえますと、高いところでは川の真ん中が一番恐らく高くなると思いますけれども、11メートルとかそういった高さで横断していくような形になろうかと思いません。その後、内陸部といいますか川を越えた後、七、八メートルの高さに一旦落としながら現道の新井田のほうにすりつけていくような形になろうかと思いません。

そのほか、あと市街地の盛り土については、まだ詳細は決まっていますが、河川護岸等の違和感を少なくする一定の高さまでは盛り土をしたいというふうに考えてございますので、先ほど新聞で戸倉海岸のイメージの部分でお話をされておりましたけれども、ああいうふうに1メートル下に道路があるという形ではなくて、ところどころ場所によっては防潮堤を越えて道路をつくる可能性もあるということでございます。特に海岸部、漁港の出入り口についてはまだ方向性は決まっておきませんが、陸こうにするのか、上越しにするのか、そういったのは今後検討していくという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 課長、気仙沼線、もしわかっていれば。気仙沼線。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 鉄路での復旧の見通しが、まだはっきりしておりませんので、今残っている軌道敷の部分についてはそのままの状況で土地利用計画が今つくられておりますので、将来的に鉄路での復旧の見通しが明らかになってくれば、JR側で現道の軌道を利用するのか、それとも全くルート変更するかによって大きく事業費が変更してまいりますので、その辺の見通しも含めまして考えていかなければいけないですけれども、今のところ、まだその部分については決定しておりませんので、土地利用計画上はもう現道のままで表示されている状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 松原公園、そして田尻畑、水尻川ですか、あの辺の河川堤防に関しても、同じようなシミュレーションの中で今後、復旧・復興がなると思うんですけども、あの辺というのは農地で、基本的に国道が今話されたように高い位置になると、そして、その後に鉄路が来

ると、そういった状況を考えると、2弾、3弾で結局津波の防御をできるのではないかなということを見ると、祈念公園は1メートルのかさ上げということで、その辺の堤防の高さというのは波伝谷で5.4メートルというような形の、津波の直接的に直角的にぶつかる部分で低いと思うんですけども、そういった鉄路と国道があって、そこで防御をされるんだっただらば、ここの8.3メートルという防波堤は果たして必要なのかなというような感じを受けます。

考え方としては、その2つの防御と河川堤防があります。そして、田尻畑地区には5億円近いお金をかけた菊栽培のハウスがあります。その辺を守るためには、そっちの内陸のほうにそれなりの防御の何がしかをつくれれば、今後発生するL1の津波には対応できるのかなと思うんですけども、行政としてはそういった考えというのはないんですか。今までどおり8.3メートルの堤防だけでL1の津波を防御すると、あと河川堤防でと。その考えに、住民の意向が幾ら上がっても変わりはないということですか、その辺お聞かせください。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 冒頭に申しあげました2つの考え、L1とL2の津波があると、それで、L2につきましては、費用面、それから工期などからいってもそれは難しいだろうと、高台移転ということになるわけでございますけれども、それで、L1につきましても、今委員がおっしゃったとおりに第2潜堤、多重防御が必要だよという言われ方はしております。ただ、内陸部にそういう大きなものをつくるという今方針には県全体も国もなっていないという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 こういった住民からの陳情とか要望、意向が出ている限りは、行政のほうでも本気でやっぱりこの住民の意向に取り組むべきだと私は思います。それが、ある程度の数を超えれば動くということじゃなくて、こういった数少ない少数の意見に関しても取り入れる。あと、意向に関しても十分にそれを聞き入れる器をもって行政は町の防衛対策を講じるべきだと思います。やっぱり町独自の津波防衛というのは、チリ地震津波でも南三陸町は体験しました。そういった中でも、東日本大震災、そして宮城県ですかね、その津波体制のやっぱり今までにないような体制でもってそういった津波防衛、そういった結局考え方をやっぱりほかのところにもこう示すべき位置に南三陸町はあると思います。でき得ればいろんな方策でもってこの南三陸町の自然のすばらしさとか景観を守る、そういった政策も、常々町長が話している、やっぱり交流人口の中で観光主体の町になっていくという方向があるのでしたらば、なおさら防波堤に依存するだけじゃなくて、やっぱりそういった観光面も考えてまちづくりを図っていく

ことも1つの方法だと思いますが、ぜひ住民の意向、考え、要望、少しでも取り入れてまちづくりにも当たってもらいたいと思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 陳情9の4、今議題となりまして、これをこの特別委員会で、採択、不採択どうするのかということに今なっておるわけなんです、当初、震災後この防潮堤に関しましては、国あるいは県のほうでこういった計画をされて町のほうに示されたと。それに対しまして町民の方々から、当時はね、何も意見と申しますか、この防潮堤に関してはなかったわけです。そして、ずっと月日がたつにつれて一般町民の方々にこの防潮堤というもののあり方について周知されたと、その周知されてから住民の方々が、防潮堤だけではなく、もう少しその防災面でのやり方があるんじゃないかということで、この陳情書が出されたものと理解しているわけなんですけれども。

そこで、先ほど来お話を聞いていますと、この志津川の旧市街地のシミュレーションというんですかね、どれほどその土盛りをして、どうなるかというのはきちんとまず出ていないわけなんですよね。場所によっては道路と同じ高さになる、場所によっては低くなると。そのシミュレーションが大体できないと、この防潮堤なのか、こういった陳情書の内容のものがいいのかということも、判断がなかなか難しいのかなという感じもするんですよね。

ですから、一つこれは動議と申しますか、きょうここで、まだ町のシミュレーション、旧市街地の計画書がはっきりしない中で、これをどうするか決定するのはちょっと早過ぎるのかなと感じをいたしますので、かといって、いつまでも延ばすわけにもいかない、住民の方々の陳情書でありますから、早いうちに余り時間を置かないで決定しなければならないということでもありますから、来月の定例会も近づいてきておるわけです。したがって、それまでには判断を下さなければならないのかなという感じをいたしますので、できるだけ執行部としても来月の定例会あたりまでには、その旧市街地のシミュレーションを図面で作成して我々に説明していただければ、この陳情書の判断もできるのかなというふうな感じがいたしますので、きょうはこの程度にして、来月の定例会あたりに、採択、不採択の決議をしたほうが良いというふうに思いますが、その辺のお取り計らいをひとつお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ただいま三浦委員より提言という形でお話をいただきました。

この際、お諮りをしたいと思います。陳情9の4については、本日はこの程度にとどめ、継続審査にしたいと思います。今後の流れにつきましては、当局と協議しながら進めてまいりたいと思いますので、そのような方向でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） これにご異議なしと認めます。よって、陳情9の4は継続審査としたいと思います。

次に、「災害公営住宅整備事業について」の件を議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、A3版の横長の整備計画となっている資料のほうをご用意いただきたいと思えます。

まず、1ページ目でございますが、災害公営住宅の整備計画ということでございます。

昨年12月に実施をしました意向調査の結果をもとに、検討中、わからないといった回答をした方々を一定数見込んで、これまで1,000戸という目標数値を掲げた経緯がございます。その後、想定の家賃や1ページの右のほうに住戸プランの例をお示ししておりますが、こういったものをお示ししながら、7月、8月にかけて入居の意向調査を実施しました。

その結果、災害公営住宅を希望した世帯が、いろいろ空欄もあって、複数回答という実態もございますが、実数で750から840世帯の入居希望がございました。これに、まだ検討中であるという方の部分も考慮いたしまして、全体整備目標の戸数を1,000戸から930戸に絞り込んだというものでございます。

それぞれの地区ごとの目標戸数につきましては、図面のところに記載しているとおりでございます。後ほど基本計画等を示します名足地区あるいは入谷地区、この2カ所については、希望者の数と同等の戸数になっているという状況でございます。そのほか、防災集団移転事業の地区と併設する地区につきましては、この整備計画戸数をもとに、基本計画作成作業を現在進めているところでございます。

なお、これまで計画をしておりました地区に加えまして、歌津伊里前地区の柘沢地域につきましては、20戸の計画を掲載させていただきました。改めて説明をさせていただきますが、当該地域につきましては、防災集団移転事業として柘沢地区に防集団地を計画してございます。本来であれば、その団地内に公営住宅を置いて戸数は整備する予定でございましたが、地形上の観点から場所の確保というのが非常に難しく、整備スケジュールも非常におくれてしまうということもございまして、早期の整備スケジュールが見込めるという部分もございまして、20戸以上の希望があるということも踏まえまして、柘沢地区に20戸の計画を新たに加えたものでございます。なお、場所につきましては、柘沢地区の柘陽台団地、民間で開発した団地の現在、仮設住宅が建っております西側の山林部分、緩やかなのり面になっている部分ですが、そ

こで用地の協力のお話もあったということで、4,000平米ですので20戸ほどの計画を立てさせていただいたというところでございます。

次に、名足、入谷の状況についてご説明いたします。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

これまで先行して建設に向けて進めてきております2つの地区についての基本プランの案が作成できたので、今回お示しをするものでございます。それぞれの概要等につきましては2ページに記載しているとおりでございますが、入谷桜沢地区につきましては、鉄筋コンクリート3階建てが42戸、それと木造戸建て住宅9戸、合わせて51戸。名足地区につきましては、同じくRCの3階建てが28戸、木造の戸建てが5戸、合計33戸の整備計画戸数となっております。この団地の整備等の体制でございますが、ちょうど中段の下側に記載してございます。役割分担といたしまして、用地取得までを町が行い、全体の敷地造成、鉄筋コンクリートづくりの住宅についてはUR都市機構が担う。それと、木造戸建て住宅につきましては木造協、いわゆる木造災害公営住宅建設推進協議会からのそれぞれ買い取りという形で、現在整備を進めているところでございます。

スケジュール的には、来年の2月に造成工事の着手に入っていきたいというふうに考えております。入居の開始につきましては平成26年の夏を予定してございますが、一日でも早く完成できるよう今後も進めていきたいというふうに思います。

次に、それぞれの団地の基本計画の概要について簡単にご説明いたします。

まず、3ページ目になります。

入谷桜沢地区でございます。鉄筋コンクリートの建物がちょうど北棟、南棟という形でそれぞれ配置されておりますが、見た感じは、模型の写真もありますけれども、4つの棟になっているような状況になっておりますが、実際は2階につなぐような形で、1つの棟という形で北棟、南棟といった感じになる予定でございます。ちょうどくの字の部分にございますが、エレベーターホールという活用を考えてございまして、その空間を共用スペースという形で利活用が可能な空間としております。また、中央部には中庭や、皆さんが手を動かしつつ交流が図れる菜園など、コミュニティー形成の場として団地内のつながりを重視した、そういった配棟になってございます。また、団地以外の地域の方々とも、集会所という場所で交流の核となる施設を整備する予定になっております。こういった中で、コミュニティー形成を継続的に図っていききたいという考えのプランでございます。

次に、4ページ目をお開き願いたいと思います。

それぞれ住戸の基本的な考え方についてでございますが、2Kタイプから3DKタイプまで記載してございますが、入谷地区につきましては、通り土間などを配置して、つながりというものを重視して、従来住んでいた家に似たような、敷地的にはできる限り間口を最大限広くとるということで、風通しや多様に対応できるプランを計画しているところでございます。

次に、5ページ目になります。名足地区でございます。

基本的な考え方については同様でございますが、中庭や菜園の配置のほか、特にこの団地は海が見えると、名足の湾が見えるというところでもございまして、住棟の配置、向き、あと集会所の向きにつきましても、その景観を意識した配棟となっております。

なお、集会所につきましては、桜沢地区も同様でございますが、特に名足地区につきましては、集会所がそもそも津波で被災を受けたということもございまして、非常に不便を感じているというお話を伺っていることから、また、防災集団移転事業の団地内でも集会所の土地を確保することが非常に厳しいということもございまして、ここに設置する集会所については、地区の集会所も兼ねて設置したいというふうに考えてございます。この辺につきましては、今地域の代表者の方々とお話し合いを進めているところでございます。

次に、6ページ目になります。名足地区の平面プランでございます。

基本的な考え方は、これも入谷桜沢地区と同様の考え方でございます。敷地の関係上、通り土間というものは設けられませんが、間口を最大限広くとって、風通し、あるいは多様に対応できるプランとしてございます。

最後に、7ページになりますが、木造戸建て型の平面プランでございます。これは、名足、入谷とも同様のプランとなっております。共通のプランでございます。

それぞれの団地整備の考え方に即した住宅を建設するという第一の目的がございまして、基本的には、木造住宅につきましては4人世帯以上向けに供給していくというものでございます。地域材を活用して、地産地消の考え方を基本に温かみのある住宅づくりを基本としていくものでございます。なお、希望者の一部に車椅子利用者がいるということで、一番右側になりますが、車椅子対応のバリアフリータイプの2戸をこの中に、入谷地区でございまして、設ける予定としてございます。

以上、図面の説明ではございますが、基本計画の概要という状況でございます。先ほどの役割分担でもお話ししましたが、用地取得までの事務を町が担い、それ以降はUR都市機構、あるいは木造協での買い取りということになりますけれども、町の費用を除きますと、造成費、あと設計費、建築費、概算の事業費につきましては27億2,300万円ほどを見込んでござい

す。買い取りということで、この事業費につきましては、引き渡し後にそれぞれに町が支払うという形になる予定でございます。

以上、簡単ですが、基本計画についてご説明をさせていただきました。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了しましたので、これから質疑に入りたいと思います。これまでの説明に対しまして伺いたいことがあれば、伺ってください。

大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 1,000戸から930戸ということで、アンケートの中でこういうふうに決定したと。まだ変動があることも考えられると思うんですが、その辺の考え方というか、それは考えながらやっているものなのでしょうか。それが1点です。

それから、この木造住宅の長屋方式なんですけど、これはかつて私は質問しているんですが、将来、分譲できるというか買い取りできるような考え方で建てるというふうなお話もありましたけれども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

それから、入谷それから名足、集会所を前もって建てるようですが、これは各、今から造成されていくところに集会所は必ずつくと、そういう方式で考えているのでしょうか。

ごめんなさい、随分質問なんですけど、それから間取りなんですけど、これは各その地域によっていろいろ違ってくるものではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

それから、たしか前にひとり住まいのところは狭過ぎて、もっと広くならないのかというお話を質問しているんですが、これを見ると面積がちょっと大きくなったんじゃないかとは思いますが、家賃との関係はどのようになっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 戸数の変動を見込んでいるのかということでございますが、12月に実施した調査のときには、変動分を、逆に言うと315戸ほど見込んでいたという状況でございます。今回アンケートした結果で、もう少し意思が明確になってきたということも踏まえまして今回の930戸という数字にしておりますが、実数については750から840の幅であったと、先ほども説明で申し上げましたが、そういったことから踏まえますと、100戸以上はまだ余裕幅を持たせているという状況でございます。

それと、2つ目の長屋の分譲というお話なんですけど、今回は長屋という位置づけは、敷地の関係上から非常に土地利用が難しいだろうということで、ある意味、分譲も視野に入れて、一定数の4人以上世帯という部分を戸建てで計画したということでございます。一定の払い下げ

期間が来た際に、ご希望があればそういったことも可能なのかなというふうに考えてございます。

それと、3つ目ですか、集会所の関係ですが、必ず全てに災害公営住宅として整備するかどうかは現時点では未定でございます。これからは防災集団移転事業との団地との併設という部分が結構大きくなってきますので、そういった中で調整しながら、片や防集で担うか、災害公営住宅のほうで担うか、その辺は今後基本計画を進めながら検討していきたいというふうに思います。どういった割合でつくっていくかも、ちょっと整理をさせていただきたいなというふうに思います。

あと、間取りでございますが、木造については、今回ののが大体今後も戸建ての標準のプランになるのかなというふうに考えております。ただ鉄筋コンクリートづくりの部分については、その敷地の形状、そういったものにもよりますので、それによって若干は変わってくるのかなと思います。ただ基本的には、資料の1ページ目でお示ししております住戸プランの例、こういった部分を基本に捉えて進めているところでございます。特に面積的という部分については、この基本的な住戸プランを重視した考え方をしているという状況でございます。

それと、1人世帯用の、私どもが言うSタイプという部分の面積が広がって家賃との関係はということでございますが、当然、面積がふえますと家賃にも反映するというものではございますが、一般的に1人世帯ですと所得というものも一定の金額に抑えられるだろうということでございますので、特別大きく影響するものではないなというふうに考えてございます。むしろ、ことしの3月に、当初住戸プランをお示しした際に、やや狭過ぎると、部屋数の問題、あとは広さの問題、そういったものを個別相談会でもかなり伺っておりまして、それを改善したプランということで、7月にこういったプランの例をお示した経緯がございます。それに基づいてその場所に合わせたプランということで今回は考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 はい、大体わかりました。

その中で集会所なんですけど、今こう弾力的に戸建てだけじゃなくて今の造成しながら考えていくというお話ですが、これは集会所は、私は必ず必要なものだと思いますので、その辺は十分に考えながら各団地につくってほしいなと思っております。

それから、今もう一つ聞きはぐったんですが、高齢者用のコレクティブハウジング、この問題は、前に私が一般質問したときに、つくっていくと、そういうふうな話でしたが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集会所は必ずつくっていくという部分では、どういう単位でつくるべきかという部分は整理させていただきたいというふうに思います。

今回はたまたま集団移転の場所ともずれていますし、地域の状況を鑑みた場合に集会所が必要であろうと、特に、今までどちらかというとな民家が建ち並んでいる部分に、災害公営住宅の方々だけがそこにお住まいになるというところでもございませんので、地域との交流の核となる施設という位置づけを今回は持たせてございます。そういった場所、あとは防災集団移転事業とのにらめながら適材適所というところで考えていきたいというふうに思っております。

それと、コレクティブハウジングのお話でございますが、先般、この件につきましては陳情書で採択をされたといった経緯もございますので、それを踏まえて関係者とは意見交換を交わさせていただいているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 具体的にいろいろ見えてきた部分がありますので、ぜひ町民の方たちも早く復興を願っている人たち、少しずつ動いてくれば希望も持てるんじゃないかなと思っております。

それで、最後に言ったコレクティブハウジング、これね、全部の地区にというわけにはいかないと思うんですが、その辺の考え方をもう一度お聞きして終わりにしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） コレクティブハウジングは、ある意味福祉施策であるという部分もございます。福祉のほうと連携をとりながら進めていくことにはなるかと思えます。人数の部分も含めてなんですが、あとはその管理体制をどうしていくかと、運営体制をどうしていくかといったような考え方もあわせて持ち合わせていかなければならないのかなというふうに思いますし、そういったものも福祉サイドと詰めながら進めていきたいというふうに思います。なお、ここの住宅の集会所にはL S A、ライフ・サポート・アドバイザー、生活支援員さんのいる場所も含めて、集会所の中にはそういったつくりも持ち合わせながら整備を進めていきたいというふうには考えてございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 整備計画といいますか見せられて、大変すばらしい設計だなと思ったわけです。今回、入谷と名足ですか、そういうことなんですが、今まで本町で地元材活用ということで我々も大分お話ししてまいりましたが、これを見ると、入谷地区で9戸ですか、それから名

足が5戸で、合計14戸の木造が使われるということなのですが、これは全体の比率でいうと、どれぐらいになっているのでしょうか。

それから、自然景観にすごくマッチしたつくりになっています。ただ、入谷地区なんかを例に見ますと、近ごろ頻繁に鳥獣といますか、有害駆除しないこともあるんですけど、すごくカモシカとかハクビシンとか、そういった獣類もかなり来ています。そして、山を伐採してこのように宅地化しても、やはり人間の住むところも動物のすむところも同じで、やっぱりそういったことの対策も、つまりフェンスのようなものも必要かと思います。その辺はどうなっているのか。防犯上にも必要だと思いますので、その辺細かいことですが、お話しできたらと思います。

それから、またもう一つ、再生可能エネルギーのことでもお話ししましたが、太陽光、ソーラー発電等の設置等はこの辺の住宅には整備になるのかどうか。

それから、あと、これができた場合の入居方法について、どのようなことを町で考えておられるのか、その辺。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 木造の戸数については、1ページの右上の表にございますけれども、ここの戸数を全体戸数で割っていただければ大体比率は出ますけれども、大体、現在のところは18%ほど、全体、当初から20%ぐらいではないかというふうな見込みを立ててございます。

それと、獣対策ということでございますが、それは非常に何て申し上げていいか、ご回答していかちょっとわかりませんが、これまでも私どもを含め自然の中で暮らしてございますので、それほど凶暴な獣が出てくる場所であるなら別ですが、これまでと同様に民家のそばでございまして、一定の普通のそれぞれの家庭でやっているのと同様なのかなというふうに思います。

それと、ソーラーなんですけど、計画では当初からソーラーという部分を意識して計画を立ててございますが、戸建てタイプなどは行く行く払い下げするという視野も入れた場合に、それがその人の逆に重荷になる可能性もございまして。それと、常時はその方々の一つの収入にもなってしまう。電気を売るということも含めて、それが災害公営住宅といますか住宅整備うまくないというお話をほかの自治体でも伺っているところでもございまして、断念している自治体が結構多ございます。ただ、大きな住棟の鉄筋コンクリート部分の共用部分に使えるようなソーラーとか、そういったものは考えていきたいというふうに思っていますし、それが集会所

でもしかすると担えるかもしれないと、その辺は今後も継続的に検討していきたいというふう
に思っております。（「入居」の声あり）

入居の関係でございますけれども、入居につきましては、これまでの計画どおり地域優先枠
あるいは福祉優先枠、そういったもので第一に捉えて入居を決めていく方向ではあります。具
体はこれから細部を検討させていただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 いいと思っております。

それで、太陽光の発電システムですね、やはり個人であれば収入を見るというようなお話で
したが、やはり共用施設とか、あるいは防犯灯ですかね、そういう通路とか、そういったとこ
ろにするのが多分いいと思っておりますので、その辺できるだけ推進させていただきたいと思
いますし、また、これから、またほかの地区も災害公営住宅をつくるんでしょうけれども、そ
ういったことの進捗といいますか、作業はなるべく早く、単年度でできませんが、随時早
目に計画を進めていただきたいと思います。その辺は何か計画についてありましたら。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 整備を早くということは、私どももいたずらに延ばして
いるわけでもございませんで、ここに書いているのを、もう最終目標というふうに捉えて進
めたいというふうに思っております。特に、先行する名足、入谷については、建設を進める
UR都市機構さんの考えもございまして、平成26年の夏ということでございますが、町のほう
からは平成25年の春というものを目指して進めてほしいということをお願いをしております。
いずれ、今後買い取り方式あるいは県への委託方式、そういったものを各防集団地の中で検
討を進めていきますので、並行して作業をできる部分は並行して作業をできるような、そ
ういった仕組みを持っていかなければいけないのかなと思っております。（「25年春」の声あり）

失礼しました。平成26年春です。名足、入谷については平成26年夏という表示になってござ
いまして、町とすれば平成26年の春に入居開始をさせたいという考えではございます。これ
も、実際業者さんが決まらないと、その後もなかなか詰めるところを詰められないという状況
でございますので、業者選定した受注者が決定次第そういった細部のスケジュール調整もさせ
ていただきたいと思いますというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 平成26年入居ということで、待ち遠しいということが町民の方にもおられると
思いますし、こういう災害公営住宅でもモデル的なものが出ますと、やはり町民の方の高台移

転も進むのかなと思います。そういった意欲も出てくると思いますので、ぜひこのことを進めてお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 先ほど出ましたが、この集会所についてですね。被災を受けてなくなったところの集会所、もう少しわかりやすくというか、はっきりした今後の考え方、どうやっていくのか。

それから、その集会所は避難所と指定するのか、しないのかです。その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 集会所の復興の全般的なお話でございますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思いますけれども。

先ほど復興事業推進課長も申し上げましたとおり、災害公営住宅の整備予定地ないし防災集団移転予定地内であれば、当該被災地で集会所が被災していない行政区等ございますので、一定の行政区単位でそちらのほうに移動した場合には、補助事業がございますので防災集団移転事業ないし災害公営住宅の整備の中で集会所を整備することになりますけれども、高橋委員のお話の恐らく趣旨は、その他の地域でも当然被災している地域がございますので、これから新しいコミュニティーも創設される場所もあるだろうし、また、従前のコミュニティーのまま高台移転する、そういったところもあると思うんですけれども、そういったところを集約しながら整備していかなければいけないんだろうなというふうに考えてございます。

ですから、被災した箇所のイコール同等の数で整備するという考えではありませんで、一定の集落形成が図られた中で、その中につくっていく形になります。ただ、そうしますと、当然補助事業でつくられない場所もございますので、それは町である基金等の活用もしながら単独での整備という形になろうかなというふうに思います。ただ、いずれ整備後の管理の問題がございますので、補助事業等ですと、適化法の適用等の除外等が果たして可能なかどうかということで、今復興庁ともいろいろやりとりをしているところでございますので、管理の面でできるだけ柔軟に対処できるような形で整備を進めていければというふうには考えてございます。（「避難所」の声あり）

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 避難所の件でございますけれども、枠組みの変更も想定されるというふうな中で、消防団の編成等もございまして、その辺、屯所でありますとか、そうい

ったものも含めまして、これから検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 避難所としてそこを使っていくようになれば、それに応じたつくり方をしていかなければならないのかなと、あるいはまた、避難所としての機能を備えなければならないのかなと、そう思っているわけですよ。その辺を聞きたいんです。

○委員長（西條栄福君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 通常の集会所レベルと避難所機能、またこれは別物だというふうには確かにそう思いますので、そういった位置づけも明確にしながら、施設の規模、あと中身の間取り等も十分変わってまいりますし、当然あとは備蓄の対応をできるようなそういったスペースも設けていかなくちゃいけないだろうなというふうに思いますので、これは、次年度以降、逐次コミュニティー施設の整備も図っていく予定にはしてございますので、その中で少ししっかりとした議論を進めていきたいなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 これだけの被害を食ったわけでございますので、災害は想定できるものではございませんので、自然災害は特にこれからどんな被害があるかわからなく、また、その避難所が頻繁に活用される場合も出てくるかもしれませんので、今回を機に、漏れなくというところちょっと言葉は合わないけれども、隅から隅までやっぱり精査して整備していく必要があろうかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、「災害公営住宅整備事業について」の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は2時30分といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございますので、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思っております。

次に、「戸倉字沖田地区産業廃棄物調査結果について」の件を議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、戸倉字沖田地区の廃棄物調査結果についてご報告を

申し上げます。

さきに当該土地及び周辺の環境影響調査として土壌検査及び水質検査を実施すると申し上げておりましたが、去る10月4日木曜日、現地において、検査試料として土壌をA、B、Cの3地点から、水質は周辺の沢水を採取して、エヌエス環境株式会社東北支店に検査を委託しました。

資料の採取地点については次のページ、1ページの地図に表示しておりますので、ご覧ください。

土壌につきましては、当該土地の中央部付近の3地点から採取してございます。それから、沢水については、進入道路の西側にあります沢の中間地点から採取しております。この地図をご覧ください。前に委員の皆様方に現地調査でご覧いただいた場所は、この地図のC地点の少し南側、この地図の下側ということになります。

検査結果につきましては、10月26日付で委託業者から計量証明書が発行されており、結果を一覧表にまとめておりますので、2ページ以降をご覧ください。

初めに、2ページ、3ページ、土壌検査の結果でございます。溶出量試験26項目及び含有量試験9項目のうち、ほとんどの項目が定量下限値未満でありまして、数値が検出されております2ページの下段のほうにありますヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、それから、3ページの中段にございます鉛及びその化合物につきましても、土壌汚染対策法に定める基準値と比較いたしまして大幅に下回る数値でございました。

次に、4ページ、5ページのほうをご覧ください。

水質検査の結果でございます。計量項目42項目のうち、ほとんどの項目が定量下限値未満でありまして、数値が検出されております項目についても、こちらのほうは廃棄物処分場に係る技術上の基準を定める省令に定めております基準値と比較して大幅に下回る数値でございました。

また、5ページにあります水素イオン濃度、それから化学的酸素要求量、大腸菌群数などの数値につきましても、河川及び海域に排出した場合に問題のないレベルでございました。

なお、この両方の検査に共通して言えることでございますけれども、この基準値の中で検出されないことという項目が5項目ございますけれども、ここでいう検出されないこととは、環境大臣が定める方法による検査結果が定量下限値未満であることをいうとされておりますので、今回ここに表示してあります計量結果は〇〇数字未満という表示でございますけれども、全て基準に適合していると言えます。

以上のとおり、今回の調査においては当該土地及び周辺の環境に影響を及ぼすような有害物質等は検出されず、現状において環境上の問題はないものと考えられますが、今後におきましても状況の変化に注意しながら環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長、続けてお願いします。

○復興事業推進課長（及川 明君） 続きまして、戸倉地区の土地利用計画の見直しの状況についてご説明させていただきたいと思っております。

A 3、1枚ものの資料でございます。青の破線になっている状況が当初計画をしていた造成計画の範囲でございます。ピンク色の部分が廃棄物が捨てられていると言われております想定される位置を示したものでございます。青破線の真ん中の部分につきましては、従来、基幹道ということで、国道398号をイメージして計画をしてございました。廃棄物が出たということもございまして、土壌検査あるいは水質検査と並行して見直し案を課内で詰めてきております。その状況がこの図面でございます。黄色に着色された部分が、いわゆる防災集団移転による一般の住宅が建てる位置でございます。緑色につきましては、のり面あるいは緑地帯という状況です。右、国道398号の北側に災害公営住宅候補地と、2.5ヘクタールという計画も立ててございまして、ここにつきましては約85戸の計画を現在考えている状況でございます。戸建ての住宅については全部で113区画、左下のほうに書いてございますけれども全体で約8ヘクタールと、土地利用計画の面積となっております。

この状況につきましては、これまで地域のまちづくり協議会の役員の方々とも協議を踏まえて、昨日から見直し案について説明会を行っているところでございます。この状況でよいという方向になれば、できれば町のほうとすれば来年の7月ごろには工事に着手したいというふうを考えております。昨夜から開始されたわけでございますが、昨夜の状況を見ますと、いつ完成するのかといったような意見がほとんどでございまして、こちらとしましても、とにかく今までの若干おくれが生じておりますが、そのおくれを取り戻すような取り組みをやっていきたいということでご回答をさせていただいております。

なお、説明会につきましては、きょう、あすと合計3日間行う予定となっております。

以上、戸倉地区の見直し案についてご説明とさせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。伺いたいことがあれば、伺ってください。

○三浦清人委員 もっと説明することがいっぱいあるんじゃないの。これまでの特別委員会のい

ろんな発言が出て、それで、もっともっと説明する部分がいっぱいあるんじゃないですかということ、質問される前に、わからないべか。

それで、何、産廃の調査の結果はどうなったの。どこから何トン出て、その処理はどうなったりとか、警察はどうなっているのか、そういうのと言わなければならないですよ、最初に。都合悪いのはしゃべらないべしさ。問題ないのばり取り上げてさ。問題ない、問題ない。だめですよ、そういうことでは。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長、ただいまの質問に。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 廃棄物、今回、調査を行いましたのは、今回の土取り場としての廃棄物が発見された場所で、それが今後のこの防集の移転候補地だということで、その当該地区の環境保全、環境影響の調査を行ったということでございまして、その結果に基づきまして今後の対応策というものは当然出てくるわけでございますけれども、今回この調査をした結果につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、今現在直ちにその廃棄物を、例えば撤去をするとか、あるいは規制をかけて立入禁止とか、そういった措置をとるようなそういう状況ではないということ、ただいまご説明申し上げます。

それで、当然この結果につきましては宮城県の廃棄物対策課のほうにも報告をしておりますので、最終的には宮城県の廃棄物対策課のほうから最終的な判断、決定がなされることとなりますけれども、ただいまの状況で県のほうと情報交換をしている中では、宮城県では県警の捜査がまだ継続中だということで、その捜査の結果が終了次第、その結果に基づいて最終的な県としての判断を下すと。現在はそういうことで、県のほうでも結果待ちということでございまして。町といたしましては、独自のこの調査を進めながら県のほうの今後の指示を待っていると、そのような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 またやりとりに、何か月か前に戻って同じような質問、説明を受けるのかと思うと、さっぱり進捗していないんですね。

今回示されたのは土壌調査、水質調査、水は1カ所、土壌は3カ所、問題ないと。新聞の報道を見ますと、当初の計画よりも高台移転、もろもろの何か計画が変わってきたんですね。問題なければ計画は変わる必要がないんじゃないですか。何が問題で変わるの。

以前、課長からもその県警の調査の推移を見守っていると、あれから何か月たっているってね、その結果どうなったのか。

私は、前からも、この場所だけではなく、沢地沢地は全部調べて調査をして、完璧にここな

ら安心ですよという結果を出した上で高台という計画を持っていったほうが、そこに住む方々が安心をして住めるということを行っているんですよ。

あとは何、その調査はこれで終わりという形なんですか。その埋まってある、捨ててあるという箇所を除いたからいいんだという解釈ですか。捨てている見通しというか、ここに捨てられてあるだろうというところは、では、ここには危ないからということで移転ということになったんでしょう。移転するというか計画を変更したということは、そこは調査をしないでそのまま手つかずの中でやるということですか。その辺のところをはっばわかるように説明してくださいよ。どうして計画が変更になったのか。そこは調べないで、危ないから変更になったんでしょう。それは調査しないでそのままいいのかということ。取り除かなくても、後々、有害物質、人体に影響を及ぼすものが出てこないという確定的なものがどこにあるのかということですよ、私が言うのは。そこです。そこに建物が建てないから安心だというものしか中に入っていないんですかということ、捨てられたものが。皆さんが納得するような説明をしてくださいよ。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今回この検査を行いましたのは、先ほど申し上げたとおり、当該土地から土を運び出す際に廃棄物が発見されたということでございまして、その廃棄物が周辺の環境に悪影響を及ぼす恐れがないかどうかの検査を環境面から行ったということでございます。当然、その廃棄物につきましては投棄した者がおるわけでもございまして、そちらのほうについては宮城県のほうに報告をいたしまして、あわせて宮城県警のほうでその捜査のほうを今行っていると。宮城県でも最終的にはその判断を下すわけですけれども、宮城県警の捜査の結果が出ないと、最終的な決定ができないと。県のほうでも今それを待っている状況です。町といたしましても、その県の最終的な決定に基づく指導なり指示を待っている状況ということでございます。今回は、あくまでもこの廃棄物が発見されたことによって、その周辺の環境調査を町として行ったということでございます。

したがいまして、今後この計画変更につきましては、今担当課長のほうから説明あると思いますけれども、少なくとも今回この発見された廃棄物の周辺からはそういった有害物質は検出されなかったと。この土壤汚染対策法ほかの基準に照らし合わせても検出されなかったということで、現状では、その地区は環境上の問題はないと考えられるというふうに申しあげました。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのことはわかるんです。そのとおりなの。

私が言っているのは、そこ以外に捨てられている可能性のある場所も調査をして、土壌検査なり水質検査をする必要があるんじゃないかということ。今回やったのは、たまたま発見されたためにそこを調査したと、土と水をね。あとはないのかということ、捨てられた場所が、そこを調査しなくていいんですか。調査しないで、また何かの機会に掘り返したときに出てきたときに調査すると言うんですか。人が住むんですからね、人が生活していくのに。今回たまたま環境には問題ないという数値だった。だけれども、またどこからか出てきたら、これは問題あった数値が出た場合はどうするんですかという問題が出てくるんですよ。だから、やる前に、造成なり、あるいは高台移転を進める前に、捨てられてある可能性のある場所は全て調査をする必要があるんじゃないかということを言っているんですよ。後で出てきては大変なんですよ、何度も言うように。うちを建てて住んでいる最中に何かの拍子に出てきたと、そこに住めなくなったというときはどうするんですかということを行っているの。このくらい簡単な質問ないべっちゃ。答弁も簡単に出すべだ。人が住むんですからね、人が。（「今までね、議会の中で言ってきたことと違うんだもの」の声あり）また、同じことの繰り返し質疑になっているんだよ。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） この移転場所につきましては、当然この絵を描く前に当課のほうでは状況は確認させていただいております。あくまでも表面上の話になりますけれども、そういった投棄が見受けられるような状況はなかったということで、こういった計画を立てております。実際、進入路も、これはピンク色からもうちょっと行ったところ以降は、実際、道路は歩かれていないような現状になっておりまして、どうもそういった状況はないだろうということを踏まえて、うちのほうはこの移転計画を作成したという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 出てきた産廃、以前はアスファルトのかけら、コンクリートのかけら、あとタイヤというお話でしたね。冷蔵庫、テレビ、要するに家電、これはまだ出てきていないですね、はっば報告ないものだから。と言いますのは、実際捨てた方が言っているんですよ、冷蔵庫が捨てられてある、家電が捨てられてある。それがどこから出てくるんでしょうか。だから、調査をする必要があるということです。出てきたんですか、冷蔵庫。ないでしょう。まだまだ調査が足りないということですよ。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） その廃棄物、家電につきましては、実際、現在出てはきておりませんし、実際、今現在あの場所でさきに掘り起こした部分で、廃棄物は地表に出ている部分がございますけれども、そのほかの部分については、現状では今後廃棄物を全て掘り起こして処分をするべきなのか、しなくても現状で維持できるのか、その辺が最終的には県の判断を待たなければ決定はできないところがございますけれども、現状では保留の状態で、廃棄物が仮に埋まっていたとして、それを掘り起こして処理をするかどうかというのは、今現在は保留の状態でございます。県の最終的な指示があれば、それに従った形での対応をする予定では考えております。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 質疑を聞いていても、なかなか、はいそうですかというわけにはいかない。

今までの説明では、各箇所を何カ所か今後ボーリングなどをして調べるとはっきり言っています。それもやったのか、やらないのか。それから、県のほうの結果を待って、その結果によって作業に入るんだという説明、それらは全然今までの説明と全く違った方法でこれから進むんですか。どこにどう埋まっているかわからないですよ。だから、ボーリングするって、やったんですか、ボーリング。県警の結果によって今後その場所でいいのかどうか進めると言っているんですから。そして、今の説明を聞くとね、今度は何もなかった。こういうふうにデータを出してね。こういうの、我々は全くの素人だからですがね、ああそうですかと、なかなか言いにくい。ということは、もしそうであれば、なぜ変更するんだと、変更する必要がないんじゃないかと。変更すれば予算もまた大きく違ってくるんですよ。場所が違って予算が違わないということはありませんから。道路より奥に150メートルですか、今までより奥に入るような入り口さ、そうなればね、全ての予算が多くかかることになります。当初の説明でも、平地に1戸つくる一住宅あたりの面積100坪に対して約3,000万円ぐらいが一つの予算なんだと、それが戸倉地区については6,000万円かかるよと、はっきり言っているんだ、はっきり説明しているんだ。それでも、あなた方はあそこはいいんだと、何ともしもあそこにつくりたいんだというようなことのようにしたのでね。まあ多数決ですから、そういうふうにこう流れが来たように思いますけれどもね、やっぱり費用対効果も必要です。それから、他にも適当な場所があるのかなのか、その辺も検討するとかね。何がどうあれ、議会に説明したとおりに、そういう順序で進むべきじゃないんですか。何のためにこの特別委員会とか議会に説明しているんですか。その辺、どうですか。3点ぐらい話すよ、重要なことはね、説明してください。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ボーリング調査につきましては、前に以前の特別委員会等でも3カ所実施した旨はご報告をさせていただいているかと思えます。

そういった中で、そのボーリング調査をした結果、それが産業廃棄物かどうかといったようにわかるようなものではございませんで、安定した地盤が得られるかどうかという部分が主眼になるかと思えます。結果として、私どもが想定している宅地の盤よりもさらに、いわゆる盛り土をされている沢があったという状況がわかったということで、それも含めて一応改めてずらして検討させていただいたという経緯でございます。

この場所の新たな地区のボーリング調査については、当然、宅地となる部分でございますから、今後ボーリング調査を実施する予定でございます。今、この案を住民にお示しして、これでいいかどうかといったようなご意見を賜りながら次の段階に進んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 場所の問題でございますが、我々がということではなくて、ご案内のとおり、防災集団移転促進事業の場所につきましては、基本的には地域住民の方々がどの場所に住みたいかということが大前提でございます。この場所につきましても、ご案内のとおり、折立、在郷、西戸の皆さん、水戸辺の皆さんがこの場所と、この場所に我々はこれからの戸倉地域の中心ということで住みたいというのが地域の皆さんのご要望でございますので、これは別に戸倉地区だけではなくて、それぞれの防災集団移転促進事業の高台移転の場所につきましては、そういった地域の皆さんのご要望を我々が受け入れてその場所に決定させていただいた。そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 答弁漏れで申しわけございませんでした。

先ほど6,000万円というお話が出ていましたけれども、当方のほうで6,000万円かかるといったご説明をした記憶がちょっとございませんで、ただ、その前段の3,000万円ぐらいが一つの見きわめの金額になってくるだろうということは、お話ししたとおりでございます。当該地区についても6,000万円ほどかかるということではございませんで、それは恐らく産業廃棄物として処分をした場合、それぐらいの経費がかかるという部分で、もしかすると6,000万円という数字がちょっと出たかどうか、ちょっと記憶にないんですが、そういったことなのかなというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員、もう一度お願いします。阿部 建委員。

○阿部 建委員 前には、今はこれはこれで何も支障がないんだというような説明ですけれどもね。発覚した当時、この特別委員会だったかなと思います。その結果を待って、その結果によって前に進むんだというもとに説明をしたような記憶をしているんですがね。私の記憶違いか、それはわかりませんがね。そういう中で、結果がまだ出ない。出ないので、それ以上そんなのを待ってられないから、場所変えて今度もうちょっと奥のほうであればいいんじゃないかというようなことで進めているんじゃないの。何のために場所変えるの。なぜ場所を変える必要があるんですか、何でもなかったら。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その件については、私から答弁させていただきます。

ご案内のとおり、今、阿部 建委員おっしゃったとおりでございまして、この辺に埋設になっているだろうというふうな予定地は、これは避けましょうということでございます。3日、4日間ですか、戸倉地域の皆さんの学校の関係での懇談会でございますが、そういった際にも、戸倉地域の皆さん、いち早く、一日でも早くとにかく高台移転を進めていただきたいと、地域の皆さんの要望はそういう要望でございます。それに応えるのが我々行政の役割でございますので、それはしっかりとやりたいということでお話をさせていただきますが、基本的には先ほど来お話ししていますように、そういった予定があるような場所は避けて新しく計画を立てて、一日も早く進めていきたいというのが我々の考え方でございます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 私の言ったとおりだと思いますよ。結局、現在廃棄物が出た場所、それについては結果が何ぼ出て、どう出るか、それがまだはっきりしていない。前は、それらがはっきりした後でという説明をしているんですから、だけれども、一日も早く高台移転を希望しているからと、そこに質問すればいいんですよ。そういう説明をすればね、そのとおりだと思いますよ。こんなの結果を待っていたら、いつになるかわかりませんからね。それは、そういう説明をすれば、まだ我々も考え方もまた違いますけれどもね。そういう予算面では、課長、前には6,000万円と言ったか、はっきりそこら辺が記憶がありませんがね、とんでもない予算が他の場所よりもかかるような説明をしたことは間違いないんですから。間違いないから、今回変わることによって、予算が増額されるんでしょうというの、それらを算出してあるのかどうか。もし変更した場合の予算措置でどの程度の差が出るのかですね。何ぼかかってもいいというものじゃないんでしょう、何ぼ住民が希望してもね。その辺がやはり余り、公平に、町民にね、どこの高台移転にも、片方は1,000万円ぐらいで1筆、片方は5,000万円も4,000万円もかかる

と、誰がそれを、どの町民が立派な行政運営だと思えますか。私は思わないと思えますよ。そういうことでね、公平性からいって伺っているんですよ。まさか予算も見ないで、漠然と描いているわけではないんでしょう。幾らぐらい違うんですか、前の場所、今回の場所。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分だけ、私から答弁させていただきますが、阿部 建委員おっしゃるとおりでございます。基本的には一日も早くこの高台移転を進めたいと、したがって、計画の場所、これを後ろのほうに引き下げるといふことでの計画変更でございますので、その辺は阿部 建委員おっしゃるとおりです。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 新しい計画については、今これをもとに算出しているので、何とも申しわけございませんが、当初の計画段階では、どうしても防災集団移転の場合、移転促進区域の戸数という捉え方をしますので、約300戸で割った数字だと、1軒当たり1,700万円弱という数値で動いてございます。今回、この図面のもとによる積算は今後やっていきますけれども、それほど大きく金額が変わってくるということは恐らくないかと思えます。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 検査結果が出たらということで、私も期待して待っておったんですが、はっきり言って、この地域住民は一日も早い防災集団移転を望んでいるわけでありまして、昨夜から説明会が始まったようですが、どういった声が、この廃棄物に対しての聞かれておるのか、その辺を一つ伺いたいと思えます。

私が聞く限りでは、こういったものに対して何ら問題の発言は聞いたこともありませんし、あえてその場所を避ければよろしいのかなと、そのような感じがいたしておりますし、本日のこの発表になった検査結果を見ましても何も問題があるわけじゃなくて、どうも聞くところによりますと、今度変更になった場所についてはほとんど切り土の部分だということで、盛り土は一切ないということですので、今後ここから何かが出てくるということも考えにくいのかなという感じがいたしておりますが、その辺、どのようになっているか伺いたいと思えます。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 前の青の破線で囲まれた計画の部分では、盛り土という地区も一部はございました。そういったところは道路であるとか、公園であるとか、そういったのを配置したわけでございますけれども、今回は切り土がほとんどだという状況でございます。

ゆうべ20名ほどの参加者の中での質疑でございましたけれども、冒頭にも申し上げましたとおり、いつ始まって、いつ終わるのかといったようなところがほとんどでございまして、それと、公共施設、公益的施設の配置のあり方、あと小学校がどの位置にくるのかとか、そういった意見が出されてございました。小学校の部分については、まさしく今中学校の統合の問題も議論されておりますので、小学校だけなのか、小中学校なのか、そういった部分によっても方向性は変わるだろうというお答えはさせていただいておりますが、いずれ、先ほど町長も申し上げておりましたけれども、いわゆる自分たちの地域だけが非常におくれているという、非常にどんよりとした、気持ちが非常に低い状況に地区の方々非常になっております。そういったところに、あえて目標数値を掲げることで、少しでも方向性を見出すことができるのかなど、そういう思いで私どもは説明会を行っているところでございます。

○委員長（西條栄福君） 星 喜美男委員。

○星 喜美男委員 とにかく一日も早い高台移転を望んでいるわけでありまして、この埋設物につきましても、そんな多大な予算を執行して取り除くまでもなく、将来はどうするにしても、とりあえずは、まず住みかをはっきりと一日も早く確保するということが大前提であろうと思います。

そして、一つあれなんです、用地の取得代もかかっておらない。土地の造成も含めて整備が高くなる根拠というのは何もあるとは、私は考えにくいものだと思っております。一般のただの山林ですから、そういったことで、この戸倉地区のこの場所だけがそんな特段高くなるということはちょっと考えにくいだらうと、そのように思っておりますので、とにかく一日も早い再建を望んでおるわけでありまして、何とかそういった住民の声というものをしっかり酌んで進んでいってほしいと思います。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 私も今聞いていたんですが、こういうような検査結果が一応出ました。今ちょっとここ106ヘクタールあるということなんです、実際、今回のこの用地というのはどれぐらいの面積を要するのか、その辺をちょっと先にお聞きしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 資料の左下に記載してございますけれども、全体で7.95ヘクタール、約8ヘクタールという面積でございます。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 単純計算してみますと13倍ありますね。先ほどからお話もありますように、単

純計算でもちろんできないんですが、計算上はそういうふうになる。そうしたら、いわゆるその問題になるような場所を、住民の人たちの意向を酌んで早目にスピード感を持ってするには、やはりその辺をちょっと除いてもらって、そして事業推進をするということが、住民に対する意向に応えられるのかなと私は思います。そういった意味で、その部分は今回こういうふうな図面で示されておりますが、今回新たな部分で間に合うとすれば、その問題になっている部分は今回触らなくてもいいのかなということで、そういったことで解消できるのかなと思いますので、地域住民の人たちの意向をできるだけ早く酌んで、早目にこの辺を事業推進に向けた取り組みをすべきだと私は思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 いろいろ議論のあるところでございますが、課長から先ほど話がございました、県警のその廃棄物処理法ですか、いわゆる捜査と、そういう行方の見込みというのはどういうふうな形になっているのか。今後も相当時間がかかるのか、その辺どうですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 今県警のほうで捜査をしておりますのは、その投棄者を特定するというので捜査を行っているということを聞いております。その投棄者が特定できれば、排出者の責任において、その投棄者に廃棄物の撤去命令を出せると、そういうことなんだと思うんですけども、今現在のところなかなか、大分昔のことでもあるし、当時の関係者で亡くなっている方もいらっしゃるということで、特定には至っていないというところは聞いております。

もし、その排出者が、投棄者が特定できなければ、最終的には今度は所有者の責任においてその廃棄物の処理を行うということになるわけですが、今回、当課におきましてこの調査を行いました土壌、水質ですけれども、特に水質検査の場合は、廃棄物の処分場を閉鎖した場合に、その後、定期的に環境影響を調査をしていくということになるわけですが、その調査に準じて行っております。町内に、主田沢であるとか、草木沢、あるいは大沢地区、閉鎖した処分場の跡地の周辺の調査、水質検査というものは従来行っておりまして、今回もそれに準じた形で行っております。したがって、このような有害物質が検出されないという結果、問題がないという結果であれば、その廃棄物は当面は現状維持で構わないと、県としても規制の対象外になる、そういう結果だということでございます。いずれ県警のほうの結果が確定次第、県の廃棄物対策課では町に対してしかるべき通知を行うという予定になっております。

○委員長（西條栄福君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 今聞きましたように、相当時間がかかるんだらうというふうに思います。

それから、さらにこの場所だけじゃなくて全体を調査するという形は、新聞報道にもございますけれども、相当な、それこそ費用と時間がかかるという状況にならうかと思えます。

さらに、戸倉地区の防集移転、いわゆる防集の最大地点でございます。いわゆる戸倉地域の方々の集団移転の願望の地域でございます。したがって、先ほど復興事業推進課長の話にもございましたが、いわゆる相当奥に引っ込んだとか、いわゆるすみ分けとか、いわゆる道路のない、踏み入った部分でないところまで撤退したということで、やはり非常に、私の考えでございますが、いわゆる廃棄物とその山奥まで捨てられたという可能性というのは余り推測できないのではなからうかという思いでございます。

したがって、いわゆる説明会でも恐らく出たと思うんですが、いつとも早くその住まいを確保したいと、住む場所を生活する場所を確保したいというのが、この地域のいわゆる希望している方々の願望だと思います。したがって、相当検査の結果も基準に全て適合しておるということで問題もないわけでございますが、今後の県警の捜査を待たなくちゃいけないわけでございますけれども、先ほどの話のように、それを待っているのは相当の時間というものが、ロスタイムが出てくるんだらうというふうに思います。

したがって、私も、やはり現在示されている案に従って一刻も早くこの事業に着手すべきというふうに思っております。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 防集、高台移転、一日も早く実行に移していただきたいと、私個人も常々そう思っております。何か事業をおくらせるために発言しているんじゃないかなというようなことに、とらわれがちなようですけれども、誰も高台移転反対していませんよ。急いでやってほしい気持ちは同じですよ、皆さんと。

ただ、何度も言うようですけれども、産業廃棄物が出たという段階から、これは大変な問題だなということになってきたわけですから、先ほど町長、地域の方々の希望に沿って進めてきたと、全くそのとおり。その後ですからね、この産廃が出てきたというのは。この産廃が出なければ問題なく、この特別委員会でこんな時間を費やしませんよ、私も一般質問もやりませんしね。そうでしょう。私はおくらせるためにこんな質問しているんじゃないですよ。勘違いされては困りますよ。人の生命にかかわることだから言っているんですよ。

何度も言うようですが、この出たところからずれたからいいんだという確証はどこにあるん

ですか、後で出てきたときに補償問題を誰がとるんですか、それを言っているんです、私は。急げ急げ、気持ちはわかります。後で問題が起きないのかということなんです。私は、私だけじゃない、ここにいる議員全員、住民の財産を監視しなければならない、あなた方が執行することによっての監視、監督、牽制しながら、これが私たちの仕事なんです。何もかにもあなた方がやっていることに賛成賛成とやらせるわけにはいきませんよ。住民の利益になるのか、不利益になるのかということも判断しなければならない。そこで我々はバッチをつけてここにいるんです。この水も1カ所、あと数カ所、別な沢地からとる必要が今後あると思いますよ、まだ発見されないものもあるという推測のもとに、検査ですからね、検査。土壌も沢地の土壌、ボーリングして土壌、これを調べる必要があると思いますよ。たまたま今回はこの3カ所の土壌、1カ所の水のところで問題はないと、これは大変結構なことであり。人が住むところですからね、その捨てられた上でないから安心だということを誰が判こをつくんですか。物によっては何年間後には出てくる可能性のある有害物質もあるわけですから。こういうことを言ったら、なかなかわからないかと思うんですが、電柱ありますよね、電柱、電線の電柱、白いこういう鋳物でありますよね、電線をこうやるやつ、あれなどはカドミウムなんです。あれはどういう段階でいつ出てくるか。それから、家電リサイクル法という法律が出ました。テレビ、冷蔵庫、その他もろもろ家電、これは勝手に産廃として処分することはできないと、なぜか、特殊な処理法じゃないとできないからであります。それが、いつ、どういう段階で影響が出てくるのか、わかりませんよ。その出てきた場合、いや、人が住めないんだと、せつかくうちを建てたけれども、移転してくれという可能性もなきにしもあらずだと、そのときの補償は誰がするんですか。あのとき議会で説明して、議会の皆さんが、よかった、いいです、いいですということで議会在責任とれということになるんですか。

まだまだ別なこともありますので、委員長、この今提案されている問題につきましては、現地も見ながらやはり、前回見たんですよね、ここの計画場所とか、それからその産廃が出た場所、今回そのどれぐらい、150メートルとか何メートルとかと言っているんですが、現地を見ながら説明も受けなければならないと思いますので、この件については、ひとつきょうは無理でしょうから、あとのこともいろいろありますからね。これは継続ということで、これくらいにしたほうがいいのかと思いますが、皆さんのほうにお取り計らいをひとつお願いします。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 我々は、先ほど来、繰り返しますが、一日も早い高台移転を進めたいと思います。現行法律の中ののっとして我々としては肅々と進めていきたいというふうで考

えておりますので、委員皆さん方のご理解を賜りますようお願い申し上げたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ただいまの三浦委員のご提言ですけれども、正副委員長、そして議長と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上で、この件につきまして質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。

次に、その他として確認したいことがございましたならば、伺っていただきたいと思えます。三浦清人委員。

○三浦清人委員 第1点は、私は非常に心配して、9月の定例会に一般質問をいたしました女川原発の避難計画の策定であります。

町単独ではなかなかこの計画をつくるのは難しいということ、ずっと町長が言われてきておった。しかし、今度は上のほうからつくれときた。困ったね。どういう状況、これから策定の計画ですね。30キロ圏内、あるいは50キロ圏内になるのか、20キロ圏内がいいのか、多分30キロ圏内ということで、国のほうからの指針といいますか出してきていると思うんですけれどもね。それが第1点。

次に、今回、宮城県の東部沿岸大規模被災市町議会連携会議というのが発足になりまして、うちの議長も30日の日に行って、早速11月1日に自治省含め復興庁のほうに要望活動ご足労願ったわけでありまして。

この内容等を聞きますと、政府ですね、各市町で、これは東日本の震災市町でしょうけれども、独自支援といいますか何か要望がないのかというようなことがあって、そして、それに対する補助金を出すというような目的なのかなというように思っております。

そこで、これは今、特別委員会でありますから、各町ごとの独自の今後の、今までのことじゃなくて、新たな独自支援の要請なり要望なりをしていかなければならないのかなということ、今思っているんですが、その要望の中に、これも私の一般質問でお話ししました防災集団移転をする際の土地の賃貸の場合の無料化、当面の間の無料化、それを政府のほうから支援をしていただきたい。

それから、町長のこの間の答弁ですと、購入した場合に固定資産税が発生すると、その場合、無償の貸与をした場合には固定資産税をとる方、買った方には固定資産税を納めてもらわなければならない。それから無償貸与では不平等が出るというようなお話でしたので、買い取

りの場合の固定資産税も当面の間無料、それに対する支援策、国からの支援、これをひとつ入れていただきたいというふうに思うんですね。そうすると、早まって復興もなされるのかなと。それから、二重ローンの問題も幾らかでも解決できるのかなというふうに思います。

町長、その辺いかなものでしょうかね。その高台集団移転の土地の無料化、無償化、それから固定資産税の無償化、当面の間、ある期間を限定して、そして、それを国の支援策としてもらおうと、支援をしていただくということをお願いしたらいかなものでしょうか。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点の原子力の件につきましては、再来週、11月20日、宮城県県庁で第1回目の当該市町村の市長の会議がございます。そこからいろんな形の中でいろいろ話が出てくると思いますが、いずれ担当課のほうでは、そういった計画づくりということについては少しずつ進めているというふうな状況でございます。この間お話ありましたように、避難の問題等を含めまして、受け入れ先の問題等を含めて、これはやっぱり一つの町で決めるということはこれは不可能だというお話もいただいておりますので、いずれ再来週会議ございますので、その辺の中でいろいろ詰めていきたいというふうに思っております。

2点目の問題、これは不公平感という答弁をしましたので、そうでなくて今度は全部どうだというご指摘でございますが、これは事前に、これは復興局含めてちょっとお話し合いをさせていただかなければなかなか前に出すというその前に、水面下でいろいろその辺の事情等について探ってみる必要はあるんだろうなというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、地域防災計画の原子力対策編につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

国の原子力規制委員会のほうで基本的な変更事項でございますけれども、E P Zというふうなことでございまして8キロから10キロ、これまで緊急時計画区域というふうなことで1市1町、女川町と石巻市が対象でございまして、その区域を今回30キロに拡大をするというふうなことに大きく変更がなされてございます。

今回うちのほうでU P Zで30キロ圏域になりますが、3市4町、これが石巻、女川、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町というふうなことで、大きく範囲が拡大をしておるところでございます。

町長が申しあげましたように、11月20日でございますけれども、宮城県防災会議原子力防災部会というふうなことで会議が開催をされてございます。関係するU P Zの該当する首長の出

席のもとに、具体的なUPZ、それからPAZの対象区域の設定を行うというふうなことが会議のメインとなってございます。

それとあわせて、地域防災計画原子力対策編の修正にというふうなことで、全県あわせて統一的な見解をお示しをした上で、みんな共通認識の上で行ってまいるというふうな段取りとなってございます。

以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 何せ国からのそういった計画を定めろということで来られたものですから、町としても独自のこの計画案というものを策定しなければならない。多分これは期間があるかと思いますが、期間がね、それまで大丈夫、できるんでしょうね。それも心配してたっただけです。何か新聞見ると、課長のマンパワーが足りないからどうのこうのというふうな記事が載っていますけれどもね。足りないじゃないんだね、お隣の企画課長にお願いしてね、これは企画のほうでも関係があるんじゃないですか、多分、防災ばかりじゃなく、協力してやってください。外国へ行くのをやめて、これからやるかと思うんですけどもね。

それから、何です、その独自支援策の件なんです、町長、政府のほうから、こういった東部沿岸大規模被災市町議会連携会議というのが、つくれとではないんでしょうけれども、連携会議をつくった背景には、政府のほうから補助金を出したいんだというような内容があるからこそできたものだとは私は認識しているんですよ。いいチャンスなんです。せっかく持ってこいと、何かを案をつくって持ってこいというようなことですからね。前にも私は何度も言ったでしょう、復興庁が持ってこいと言ったやつ、町長が行ってしゃべってくれと、出してくれと、行かないでしょう。どうですか、今度はこういう形で出てきて、これも指くわえて、ちょっと難しいとかということで出さないで終わりにするんですか、もったいないですよ、せっかくそういうふうに出す気持ちで今できるだけ。こんなこと言いたくないんだけど、来年のできれば2月あたりまでに持って行って、その補正でも何でも組んでもらったほうが私はいと思うんです。解散時期がいつになるかわかりませんが、来年の2月あたりまでにこれをぜひやってもらって、今の政府のうちにもらったほうがいいと思いますよ。だから、早いほうがいいと思います。以上です。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長にご一任をいただきたい

と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議は、そのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。よって、以上で東日本大震災対策特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時32分 閉会